Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-10

インタビューによせて ： 工藤敬一氏の研究と地域 (<特集2>歴史学は地域とどう向き合うか ： 工藤敬一氏インタビュー)

村井, 良介

(Citation)
Link ： 地域・大学・文化 ： 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報,5:63-65

(Issue Date)
2013-11

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81005402

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005402

KOBE UNIVERSITY

点は、「上からの」荘園制論という評価や個別荘園史研究では見落とされるものである。九州では幕府主導の荘園制再編成後も隣接する荘園・公領で名田が入り組み、領主層の権利関係が錯綜する構造が続いていく。このような所領構造の考察のためには、荘園・公領を個別に考えるのではなくその相互関係や地域の所領配置体制を考察する工藤氏の方法は有効であろう。

荘園公領制は工藤氏の「荘園制社会」論の基盤を成す土地制度の根幹となる概念である。荘園・公領は分節的な中世社会の単位であり、同時に中央公権と権門の重層的な支配体制にとっての公的な支配単位である。つまり古代の郡郷制・近世の村町制・近代の地方自治制と同様の公的な枠組である。しかし従来の地域史・自治体史でも荘園は個別荘園研究を主流とし、荘園は在地領主（武士）を発生させながら在地領主に克服される存在として叙述されがちであった。地域における荘園公領制を追究する観点は地域史にも自治体史にも未だ乏しい。中世の地域社会を考えるにはその公的制度的枠組である荘園公領制の地域的配置を復元し、荘園・公領を基本単位とした地域史を構築せねばならない。特に工藤氏が重視してきた公領（国衙領）の存在実態の復元が大きな課題である。

工藤氏の地域認識においては畿内（先進地帯）と九州との格差が強く意識されている。小農自立や百姓名体制成立の時期差、鎌倉幕府の九州支配が生み出した地域格差（惣地頭―小地頭の関係）などである。これらは在地領主の支配、権門の荘園支配、幕府の九州支配が必然的に生み出した桎梏である。このような地域格差の問題は「格差社会」化した現代の歴史学や地域史にとっても無視できない課題である。

工藤氏は九州という地域の桎梏や困難の中で地域や人間の自立を追究する道筋を提示している。遠隔地である九州荘園に対する権門の支配は、在地の領主層の請負（請所）的支配に依存する寄生的性格が強い。工藤氏は荘園支配を支える領主層を荘園・公領を超えた地域の担い手とみる。無論これらの領主層は在家農民とは支配―被支配の関係にある。工藤氏は領主制論の反省を踏まえて、共同体を媒介とした領主―農民関係論の再構成を説く。領主制は村落民の共同体とともに公共機能を分有し、領主制は共同体に支えられ共同体の自治を通じて支配を実現する。「公」としての荘園制の百姓に対する呪縛、在地領主の支配、地域格差が重なる困難な状況にあっても、九州の農民が村落という共同体の砦に拠って自立の厳しい道を進むという観点がここに示されている。

工藤敬一氏の研究と地域

村井　良介

インタビューのなかで工藤敬一氏は、自身がその存在を明らかにした、南九州地域の郡荘に関わって、次のように述べている。

これは、やっぱり出発点が南九州辺境論な

のですよ。そういうふうな意味から言うと、後の地域論・地域社会論が出てくる以前の古い、先進／後進あるいは中央／辺境というようなものの考え方に立っているわけです。それで後進地方は特に上からの支配というふうなものが強力に作用して、いわゆる公的な枠組みというのが強く出てくる。そうすると郡というのが強く出てくるのではないかと思うのです。

近年のいわゆる地域社会論などでは、「上からの公権形成」に対して、「下からの公権形成」が重視された[1]。また一般的に、工藤氏は新領主制論の論者の一人として位置づけられているが、地域社会論では、かつての領主制論は、在地領主の支配を解明することに主眼があり、地域社会のなかにおける在地領主のあり方という視点を欠いていたという批判がみられる。

しかし、郡荘や領主制をめぐる議論が、現在、地域という言葉を用いて考えられているような諸問題について顧慮していなかったとは必ずしも言えないのではないだろうか。

近年の立荘論では、在地領主側からの寄進ではなく、権門側からの立荘の契機が重視されるが、その際、工藤氏の郡荘の議論が参照されている。ここではやはり「上からの支配」が重視されているようにみえるが、立荘論の論者である高橋一樹氏は同時に「一方的な支配・被支配関係の強調ではなく、複数の中世村落からなる地域社会の生活・生産関係が荘域の画定を逆に規定する」とも述べている[2]。

伊藤俊一氏は、「上からの公権形成」と「下からの公権形成」の両者の相互作用を重視すべきであるとしているが[3]、高橋氏の議論も、上からの立荘の契機と、下からの地域秩序形成の相互作用の結果、荘域が画定されるという見通しであろう。

問題は、その相互作用の、歴史具体的な様態である。「上から」や「下から」とされているような諸力、諸契機のせめぎ合いは、あらゆる時代、地域で生じているが、工藤氏の議論は、中世の南九州においては、「上からの支配」が強く作用するということではないだろうか。

領主制論に関しては、たとえば石井進氏は、在地領主の支配のモデルとして、①中核にある館・屋敷、②その周囲にある直営田、③その外側に広がる地域単位としての荘・郷・保・村という三重の同心円を示したが[4]、確かに、ここでは在地領主の支配の解明に主眼があり、その観点からすれば、地域は在地領主の支配の客体として位置づけられることになる。しかし、これに対しては、新領主制論のなかにおいても、大山喬平氏による批判がある。石井氏が在地領主のイエ支配が③に拡大していくとしたことに対し、大山氏は③は、統治権的支配であり、構成的支配であるとしている[5]。結局のところ、大山氏もあくまで③を在地領主の支配の客体ととらえていることに変わりはないという批判もあり得ようが、大山氏がこれを構成的支配と位置づけた点には、重要な意義がある。これについては以前すでに述べたので、詳しくは別稿[6]を参照していただきたいが、大山氏は決して「上から」統治権が与えられることによって支配が可能になると考えているわけではない。

大山氏の言う構成的支配とは、「村落上層たる名主層の灌漑水利・山野用益における排他的特権、耕地保有権における両者の格差〔名主層と散田作人層の格差――引用者註〕などによって、中世村落の再生産の諸条件から散田作人層を集団的・階層的に排除することによって成立せしめられている[7]」支配である。工藤氏は、インタビューの中で小経営の重要性について触れた箇所で、大山氏の考え方への親近性を述べているが、この構成的支配の考え方に沿っていえば、再生産の条件において小経営の存在は不可欠であり、このため領主制が拡大しても（すなわち在地領主による構成的支配が生じても）小経営は消滅しないと考えられる。

さらに、工藤氏が、領主制は流通機能を不可

避的にその基礎の一部としているとを指摘しているように、[8]この構成的支配を生じさせる諸関係は村落内で完結していない。むしろ、上から付与された統治権も含めた、諸力、諸契機のせめぎ合いの中から生じると考えるべきである。

　このような観点からするならば、工藤氏の論じる領主制は、決して在地領主の支配の解明だけに主眼があるのではなく、在地領主の支配を成り立たせている社会の構造や体制が常に考えられているのではないだろうか。これは、工藤氏が、インタビューのなかで、非領主制論の立場をとる黒田俊雄氏の議論にも非常に親近性を感じたと述べたことにも関連があるだろう。こうした問題意識のありようは、工藤氏が「荘園制社会の基本構造――概観」で示された「中世社会構造の見取り図」に成果としてあらわれていると思われる。[9]

　さて、以上を踏まえれば、地域秩序というのは、様々な諸条件、諸関係に規定されて成立している。インタビューで工藤氏が「その地域の持っている機能と言いますか、交通形態と言いますか、そういうものによって地域の広がりが全然違うわけですよね、現在でも」と述べているとおりである。そして南九州のように、諸関係の中でも上からの契機が強く働いて、郡という公的な枠組みが、地域秩序を強く規定する場合もある。そして工藤氏が、「現在でも」と付け加えられているように、この視点は、現在において、地域を考える上でも重要である。

　現代の日本社会においては、人々の生活は行政による公的サービスに強く依存している面がある（たとえば上下水道や、諸種の福祉制度など）。したがって自治体というような公的な枠組みは強く作用している。しかし、当然人々の生活を支える諸関係は、自治体という枠組みだけに限定されるものではない。この点で、地域社会は多様で重層的である。

　工藤氏がインタビューの終盤に、「地域と向き合うというのはどういうことなのか。あまりにも多面的で。多面的であり、多機能的であるし、どうあるべきだというふうなことを抽象的に言うと非常につまらんことになってしまうので。やっぱりその場その場で求められていることを、ただ要求に応えるというだけではなくて、どういうふうな応え方をした方がよいのかということなどを考えながらやっていくより仕方ないのではないかという気がします」と述べている点は、示唆的である。

　すなわち、歴史学が、あるいは大学が地域と向き合うというとき、あらかじめあるべき地域像なるものを決めることはできないのであって、具体的な相手や課題と取り組む中で、重層性の中から浮かび上がってくるものがあるということではないだろうか。

註

（1）伊藤俊一「中世後期における「地域」の形成と「守護領国」」（『室町期荘園制の研究』、塙書房、二〇一〇年、初出『歴史学研究』六七四号、一九九五年）。

（2）高橋一樹「中世荘園制論の視角」（『中世荘園制と鎌倉幕府』、塙書房、二〇〇四年）。

（3）伊藤前掲論文。

（4）石井進『日本の歴史12　中世武士団』（小学館、一九七四年）。

（5）大山喬平「中世社会のイエと百姓」（『日本中世農村史の研究』、岩波書店、一九七八年、初出『日本史研究』一七六号、一九七七年）。

（6）拙稿「大山喬平氏の研究と地域」（『神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報LINK【地域・大学・文化】』三号、二〇一一年。http://www.lib.kobe-u.ac.jp/infolib/meta_pub/G0000003kernel_81003365）および、拙稿「戦国期の特質を考えるための権力試論」（『戦国大名権力構造の研究』、思文閣出版、二〇一二年）。

（7）大山喬平「荘園制と領主制」（大山前掲著書、初出 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史2　封建社会の成立』、東京大学出版会、一九七〇年）。

（8）工藤敬一「鎌倉時代の領主制」（『荘園制社会の基本構造』、校倉書房、二〇〇二年、初出『日本史研究』五三号、一九六一年）。

（9）工藤敬一「荘園制社会の基本構造――概観」（工藤前掲著書、初出『熊本歴史科学研究会会報』五二号、二〇〇二年）。